

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体

の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第252条の37 (略)

2~3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第199条第7項の規定による監査の特例)

第252条の42 普通地方公共団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第199条第7項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）都市公園 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する都市公園をいう。
- （2）公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- （3）特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- （4）有料施設 市が設置し、有料で使用させる都市公園(公園施設を除く。)及び公園施設をいう。
- （5）公園予定区域 法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。
- （6）予定公園施設 法第33条第4項に規定する予定公園施設をいう。
- （7）霊園 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)にいう墓地で、緑地を有するものをいう。
- （8）駐車場 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。
- （9）自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （10）自転車貸出し施設 市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設をいう。

第2章 都市公園

（略）

（使用又は利用の許可）

第7条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）有料施設の設置の目的に反するとき。
- （3）有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用又は利用の許可の取消し等）

第7条の2 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- （1）前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （2）この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- （3）詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

（略）

第6章 自転車貸出し施設

（設置）

第34条 市は、別表第8のとおり自転車貸出し施設を設置する。

(使用の許可等)

第35条 自転車貸出し施設の貸自転車を使用しようとする者は、あらかじめ市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車貸出し施設の貸自転車にあつては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長(指定管理者に使用の許可を行わせる自転車貸出し施設の貸自転車にあつては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「自転車貸出し施設の貸自転車」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

(使用料)

第35条の2 自転車貸出し施設の貸自転車の使用の許可を受けた者は、別表第9に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第35条の3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第7章 雑則

(指定管理者)

第36条 市長は、都市公園(市が設置する公園施設を含む。)、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設(以下「都市公園等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があつたときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であつた者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(次項及び第3項において「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該都市公園等が別表第1の2の左欄に掲げる有料施設であるときは、当該有料施設の使用の許可を受けた者は、第11条の2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 別表第1の2の注書第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(略)

第8章 罰則

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、許可を受けずに同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第8(第34条関係)

| 名称 | 位置 |
|-----------------|-----------------------|
| 北九州市立河内自転車貸出し施設 | 北九州市八幡東区大字大蔵2500番地の34 |

別表第9(第35条の2関係)

| 種別 | | 一般 | 中学校の生徒 | 小学校の児童以下の者 |
|-------|-----------------------|------|--------|------------|
| 基本使用料 | 1台2時間以内 | 300円 | 190円 | 150円 |
| 超過使用料 | 1台2時間を超える30分又はその端数ごとに | | | 70円 |

注 使用料は、許可の際納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

○北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

第1章 都市公園

(略)

第2章 霊園

(略)

第3章 自転車駐車場及び自転車貸出し施設

(供用時間及び休業日)

第15条 自転車駐車場及び自転車貸出し施設の供用時間及び休業日は、別表第5のとおりとする。

(自転車駐車場の使用手続)

第16条

(略)

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第16条の2 市長は、都市公園等(条例第36条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。)について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第36条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第16条の3 条例第36条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第16条の4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第16条の5 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する都市公園等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

別表第5(第15条関係)

自転車駐車場及び自転車貸出し施設の供用時間及び休業日

| 区分 | 供用時間 | 休業日 | 備考 |
|----------|--|--|---|
| 自転車駐車場 | 午前6時から午後10時まで | 1月1日から同月3日まで | 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間及び休業日を変更することができる。 |
| 自転車貸出し施設 | (1) 7月及び8月 午前9時から午後5時まで (2) その他の月 午前10時から午後4時まで | (1) 3月25日から4月5日 日まで及び7月21日から8月31日までの期間 以外の日曜日及び休日を除いた日 (2) 12月1日から翌年の2月末日まで | |

個人情報保護に関する法律(抜粋)

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務